

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月20日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第50号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
（略）				
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
（略）			所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員
四日市公害と環境未来館	<u>副館長</u>			
（略）				

改正前				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
（略）				
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
（略）			所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員
四日市公害と環境未来館	<u>館長</u>			
（略）				

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

(会計管理室)